

平成28年2月9日

訪問看護ステーション 各位

八王子市福祉部高齢者いきいき課

訪問看護ステーションの出張所の取扱いについて

日頃から、介護保険事業の推進に御尽力いただき厚く御礼申し上げます。

八王子市における訪問看護ステーション出張所の取扱いについて、下記のとおり定めたので通知します。

記

1 指定基準

訪問看護ステーションの指定は、原則としてサービス提供の拠点ごとに行うものとするが、例外的に、待機や道具の保管、着替え等を行う出張所であって、次の要件を満たすものについては、一体的なサービス提供の単位として訪問看護ステーションに含めて指定することができる取り扱いとする。

(1) 一体的なサービス提供の単位としての出張所の要件

ア 利用申込みに係る調整、サービス提供状況の把握、職員に対する技術指導等が一体的に行われること。

イ 職員の勤務体制、勤務内容等が一元的に管理されること。必要な場合に随時、主たる事業所や他の出張所等との相互支援が行える体制（例えば、当該出張所等の従業者が急病等でサービスの提供ができなくなった場合は、主な事業所から急遽代替要員を派遣できるような体制）にあること。

ウ 苦情処理や損害賠償等に際して、一体的な対応ができる体制にあること。

エ 事業の目的や運営方針、営業日や営業時間、利用料等を定める同一の運営規程が定められていること。

オ 人事、給与・福利厚生等の勤務条件等による職員管理が一元的に行われていること。

(2) 人員配置

主たる事業所及び出張所の看護職員（保健師、看護師又は准看護師）の常勤換算の合計が、2.5以上の人員配置とする。

【参考】

○ 八王子市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則（平成26年12月26日規則第61号）第12条
看護職員 常勤換算方法で2.5以上

○ 八王子市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例及び八王子市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例施行要領（平成 27 年 6 月 30 日付）第 3 の三の 1 の（1）の①のニ

出張所等があるときは、常勤換算を行う際の事業所の看護職員の勤務延時間数とは、出張所等における勤務延時間数も含めるものとする。

（3） 設備基準

出張所の形態及び設備基準

ア 事務室 事業の運営に必要な広さを有する専用のもの

イ 設備及び備品 訪問看護サービスの提供に必要なもの

感染予防に必要な設備（手指洗浄の場所、手指消毒備品等）

ウ 個人情報管理 鍵付書庫等（受付、相談業務は、主な事業所への取次ぎを担当）

【参考】

○ 八王子市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成 26 年 9 月 24 日 条例第 56 号）第 6 6 条

1 指定訪問看護ステーションは、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の事務室を設けるほか、指定訪問看護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。
以下略 2 及び 3 略

○ 八王子市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例及び八王子市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例施行要領（平成 27 年 6 月 30 日付）第 3 の三の 2 の（1）

事務室 事業の運営に必要な広さを有する専用のもの設備及び備品 訪問看護サービスの提供に必要なもの感染予防に必要な設備等に配慮

（市指定時の基準 手指洗浄の場所、手指消毒備品等）

（市指定時の基準）

個人情報管理 鍵付書庫等

（4） 設置場所

八王子市内

※ 設置場所の用途地域や建物用途によっては目的の事業が営業できない場合や、消防設備等の追加が必要となる場合があります。建築基準法や都市計画法、消防法等の規定に抵触することがないように、事前にご相談ください。

2 設置の届出及び必要書類

出張所設置後 10 日以内に変更届出及び加算に関する届出を行うこと。

(1) 変更届出書に次の書式を添付すること。

ア (付表 3-2) 主な事業所の所在地以外の場所で、当該事業所の一部として使用される事業所に係る記載事項

イ 従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表

(ア) 主たる事業所分に出張所勤務者も記載

(イ) 出張所用

ウ 図面及び写真

エ 運営規程 (出張所の住所等が記載されたもの。)

オ 個人情報の管理及び衛生材料等の保管状況届出 (任意の書式)

(注) 法人により定款及登記の変更が必要な場合があり、この場合は、変更後の定款 (写) 及び登記事項証明書を添付すること。

(2) 加算に関する届出

ア (加算様式 1-1) 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書

イ (加算様式 2-1-3) 介護給付費算定に係る体制等状況一覧

(主たる事業所の所在地以外の場所で一部実施する場合の出張所等の状況)

○ 変更届・加算届の掲載先

http://www.city.hachioji.tokyo.jp/korei_shogai/46516/47472/048621.html

八王子市 [トップ](#) > [くらしの情報](#) > [高齢・介護・障害・生活福祉](#)

> [居宅サービス](#) > [居宅サービス](#) > 訪問看護

3 加算及び加算時期

特別地域加算は、新規届出項目に当たるため、算定開始日は、届出日が 15 日までの場合は翌月 1 日からとし、16 日以降月末までの場合は翌々月 1 日からとする。

問い合わせ先及び変更届等提出先

八王子市 福祉部 高齢者いきいき課 事業所指定担当

電話 (直通) 042-620-7452